

## 「緊急小口資金特例貸付」の流れ

### (1) 書類（①借入申込書②借用書③重要事項説明書④申立書）の取得方法

<input type="checkbox"/> 豊田市社会福祉協議会ホームページからダウンロード
<input type="checkbox"/> 豊田市社会福祉協議会地域福祉推進室（2階）もしくは支所・出張所に来所し書類を受け取り

### (2) 必要書類の準備

#### ●必要書類一覧

<input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員／本籍地／原本／発行3カ月以内）
<input type="checkbox"/> 申請者名義の通帳、またはキャッシュカード（写）※金融機関名、支店名、口座名義、口座番号の分かる部分の写し
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 ※いずれか1つ、外国籍の方は在留カード必須 ア 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー） イ 健康保険証（お名前、生年月日、住所の記載のある箇所は全てコピー） ウ マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー） エ パスポート（顔写真のページ、所持人欄（現住所の記載）のページのコピー）
【外国籍の方は必須】 在留カード（特別永住者証明書）（住所変更している場合は両面コピー）

### (3) 申込書の記入・押印

#### ●ご記入・押印いただく書類

<input type="checkbox"/> 借入申込書（緊急小口資金特例貸付借入申込書）
<input type="checkbox"/> 借用書（緊急小口資金特例貸付 借用書）
<input type="checkbox"/> 重要事項説明書（緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書）
<input type="checkbox"/> 申立書（収入の減少状況に関する申立書）

#### ●ご記入いただく際の注意事項

- ・ 記入例を参考に記入・押印ください。
- ・ 黒ボールペンで記入ください。
- ・ 必ず申込人が自筆で署名・記入ください。
- ・ 訂正は二重線（⊖）を引き、訂正印を押印した上、余白に記入ください。

(4) 送付前の確認・郵送

「確認チェックリスト」に基づき、必ず確認いただき、下記にご郵送ください。

宛名：豊田市社会福祉協議会 2階 地域福祉推進室 住所：〒471-0877 豊田市錦町1丁目1-1)
---

※郵送料は申請者のご負担となりますのでご了承ください。

(5) 豊田市社会福祉協議会地域福祉推進室にて申込書の確認、愛知県社会福祉協議会へ申請書類等を郵送

※申込書類に記入や書類の漏れ等不備が無ければ、県社協へ郵送します。

※申込書類に記入や書類の漏れ等不備があった場合は、不備の箇所がわかるようにして、本会から申請者へ書類一式を返送します。不備の箇所を修正の上、再提出いただきます。

(6) 愛知県社会福祉協議会にて申込書類の点検・決定・貸付金の資金交付

愛知県社会福祉協議会で申込書類の点検後、貸付金の決定・資金交付を行います。

※愛知県社会福祉協議会の申込書受理日から1週間後程度に送金されています。今後、お申込が集中した場合、遅れることがございますのでご了承ください。

問い合わせ先

名称等	住所	電話番号	開設日
社会福祉協議会 地域福祉推進室	錦町1丁目1番地1	34-1132	火～土曜日 8:30～17:15
社会福祉協議会 高岡出張所	高岡町長根51番地	85-7720	月～金曜日 8:30～17:15
社会福祉協議会 猿投出張所	四郷町東畑70番地1	41-3082	
社会福祉協議会 旭支所	池島町屋ヶ平22番地	68-3890	
社会福祉協議会 足助支所	足助町東貝戸10番地	62-1857	
社会福祉協議会 稻武支所	桑原町中村5番地	82-2068	
社会福祉協議会 小原支所	沢田町梅ノ木574番地	65-3350	
社会福祉協議会 下山支所	神殿町中切7番地2	90-4005	
社会福祉協議会 藤岡支所	藤岡飯野町坂口1207番地2	76-3606	